

## 別紙7\_データ移行要件

No	業務名	移行対象データ	移行対象範囲	対象範囲に関する特記事項
1	財務会計	予算編成情報（予算額情報）	一部データ	移行対象範囲は前年度予算情報のみとする。それ以上のデータ移行については事業者からの提案事項とする。
2		決算（決算額情報）	移行対象外	-
3		予算分析情報	移行対象外	-
4		インフラ資産台帳・固定資産台帳等公会計系の台帳情報	全データ	過年度の財務書類データ等は移行対象外。
5		起債管理情報	全データ	-
6		支払・精算・戻入・更正・調定関係情報	一部データ	伝票情報は移行対象外とするが、次年度に係るマスタデータは移行対象とする。 移行対象範囲をマスタデータのみとする。それ以上のデータ移行については事業者からの提案事項とし、調達の際の加点要素とする。（提案書評価基準項目「3-3 データ移行」参照）
7		債権債務者情報	全データ	-
8		備品台帳情報	一部データ	取消分以外の登録備品の最新データを移行対象とする。
9		契約管理・業者管理情報	一部データ	契約管理情報は、履歴分は特段使用しない（流用などは除く）ため、履歴を除いたデータを移行対象とする。 複数年契約の契約情報に関しては、次期システムの仕様に合わせてデータ移行する。 業者管理情報は、最新の情報があればよいため、最新の業者マスタのみの移行対象とする。
10		公有財産台帳情報	全データ	下記2点を移行対象データとする。 ・現行財務会計システムに保存されているデータ ・上記に加え、システム外で保存されているデータ（Excelで管理している貸付台帳及び借入台帳） ⇒貸付台帳は約300件、借入台帳は約460件のデータである。
11		所属情報、ユーザー情報	全データ	ユーザー情報は、次期システムの初期設定での登録で対応可能であれば、移行対象外とすることを許容する。 データの桁数が次期システムの仕様を超える場合は、短縮等の変更を加えた上で移行を許容する。
12		各種マスタデータ	全データ	各マスタデータを次期システムのパッケージ標準で管理していれば、各マスタデータを移行対象外とすることを許容する。
13		年度間繰越しデータ	一部データ	出納整理期間後に前年度から新年度へ繰越しが必要な下記のデータについて、移行対象とする。 移行にあたっては、区職員が移行対象データをセットアップシートに整理した上で、事業者SEが新システムに取り込む運用を許容する。  【移行対象データ】 ・各所属のつり銭情報：窓口業務所属などでつり銭を要する所属にかしだしているつり銭の情報（項目：つり銭貸出金額、貸出先所属、会計、貸出開始日、摘要貸出状態） 約90件 ・剩余金繰越し：地方自治法第233条の2に基づき、前年度の剩余金を翌年度の歳入に繰り越すための情報。件数：約35～50件弱 ・歳計外繰越し：未収入となった受入調定の翌年度への繰越し、及び歳計外・基金受払残高の繰越しデータ 件数：未収繰越し30件強、残高繰越し：約70件 ・調定繰越し：未収入となった調定の繰越しデータ R6→R7実績：約2,400件 ※ただし、現行システムでは過年度調定分もまとめて5月に繰越し処理を行っている。新システムでは過年度調定は3月末に繰越し、現年度分は5月末に繰越しを行う。